

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2495, 2474, 2498)

平成26年度 輸入食品監視指導計画監視結果

中間報告

平成26年12月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成26年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成26年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、平成26年4月から9月の間に計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



2. 平成26年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条第1項）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成26年度計画：168食品群、約9万4千件）
- 検査命令^{※2}（平成26年9月30日現在：全輸出国対象の17品目及び29カ国・1地域の72品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する食品安全規制の周知

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から特に必要と認められる場合、検査を要せず厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

3. 平成26年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告：速報値）

平成26年4月から9月の間の届出・検査・違反状況（表1）をみると、届出件数は1,138,913件【1,106,117件】であり、届出重量は11,952千トン【12,321千トン】であった。

これに対し、99,165件（検査命令28,153件、モニタリング検査27,719件、自主検査47,739件）【104,766件（検査命令30,983件、モニタリング検査29,396件、自主検査48,859件）】について検査を実施し、このうち430件【562件】を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

違反事例を条文別（表2）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の277件が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第6条違反の114件、器具又は容器包装の規格に係る法第18条違反の28件、添加物等の販売等の制限に係る法第10条違反の22件、食肉等の衛生証明書の不添付に係る法第9条違反の2件、おもちゃの規格に係る法第62条に基づき準用される法第18条違反の1件となっている。

平成26年度のモニタリング検査実施状況（表3）をみると、延べ94,043件の計画に対し、延べ55,770件（実施率：約59%）を実施し、このうち延べ56件を食品衛生法違反として、回収等の措置を講じるとともに、違反の可能性を判断するためモニタリング検査を強化する措置（表4）を講じた。さらに、モニタリング検査強化等の結果、食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けるべきことを命じることとする検査命令へ移行させ監視体制を強化した（表5）。

平成26年9月30日現在で、全輸出国対象の17品目及び29カ国・1地域の72品目を検査命令の対象としており、実績（表6）をみると、延べ46,391件の検査命令を実施し、このうち延べ105件を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

海外での違反食品の回収等の情報に基づき平成26年度においては、デンマークにおいて豚からジエチルスチルベストロールが検出された事例、フランスにおいてナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌O26が検出された事例等について積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制の強化等（表7）を行った。

【 】カッコ内は昨年度同期の数値

表 1 届出・検査・違反状況(平成 26 年 4 月～9 月:速報値)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,138,913	11,952	99,165 (28,153) ^{※4}	8.7	430	0.04
(前年度実績) 1,106,117	12,321	104,766	9.5	562	0.05

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

表 2 条文別違反事例(平成 26 年 4 月～9 月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第 6 条 (販売を禁止される食品及び添加物)	114	25.7	アーモンド、いちじく、くり、くるみ、香辛料、ゴマの種子、とうもろこし、ハスの種子、ハトムギ、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、シアン化合物の検出、ナチュラルチーズ、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、いんげん豆、コーヒード、米、小麦、大豆、ばれいしょ等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第 9 条 (病肉等の販売等の制限)	2	0.5	衛生証明書の不添付
第 10 条 (添加物等の販売等の制限)	22	5.0	TBHQ、アシッドブルー 3 ナトリウム、アゾルビン、一酸化炭素、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩等の指定外添加物の使用
第 11 条 (食品又は添加物の基準及び規格)	277	62.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、加熱食肉製品の保存基準不適合、食品一般の製造基準不適合、添加物の使用基準違反(BHT、ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第 18 条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	28	6.3	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第 62 条 (おもちゃ等についての準用規定)	1	0.2	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合 計	444(延数) 430(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成26年4月～9月:速報値)

食品群	検査項目	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食 鳥肉等	抗菌性物質等	1,909	1,064	0
	残留農薬	1,191	992	0
	添加物	118	111	0
	病原微生物	686	344	0
	成分規格等	295	259	0
	放射線照射	29	22	0
	SRM除去	2,500	844	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイス クリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,266	1,315	0
	残留農薬	1,697	1,126	0
	添加物	1,247	892	0
	病原微生物	3,584	1,986	3
	成分規格等	1,547	1,067	0
	放射線照射	34	19	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ) 等	抗菌性物質等	2,752	1,423	1
	残留農薬	1,613	1,228	0
	添加物	297	163	0
	病原微生物	1,074	910	0
	成分規格等	539	333	0
	放射線照射	34	19	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身 等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,757	2,717	2
	残留農薬	3,904	2,976	2
	添加物	1,927	1,502	0
	病原微生物	4,063	2,771	1
	成分規格等	2,867	1,795	11
	放射線照射	34	19	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆 類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,979	1,724	0
	残留農薬	9,129	5,884	12
	添加物	774	538	0
	病原微生物	1,495	1,131	0
	成分規格等	355	237	0
	カビ毒	2,871	1,400	2
	遺伝子組換え食品	235	220	0
	放射線照射	119	87	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工 品、果実加工品、香辛料、即席めん類 等	抗菌性物質等	598	320	0
	残留農薬	8,148	4,970	5
	添加物	4,222	3,096	0
	病原微生物	956	781	0
	成分規格等	2,499	1,763	6
	カビ毒	2,594	1,482	0
	遺伝子組換え食品	427	71	1
	放射線照射	424	240	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子 類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,434	737	0
	添加物	2,685	1,647	3
	成分規格等	598	266	1
	カビ毒	1,135	545	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	358	301	0
	添加物	1,374	876	0
	成分規格等	657	441	1
	カビ毒	118	78	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,433	1,050	5
総計(延数)		94,043	55,770	56
年度計画件数総計には、検査強化分として 6,530件を計上			実施率約59%	

※1:検査項目の例

- ・抗菌性物質等:抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物:保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ、放射線物質等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痹性貝毒)等
- ・病原微生物(腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111及びO157、リステリア菌等)
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツニン等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射:放射線照射の有無

※2:抗菌性物質、農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの

表4 モニタリング検査を強化※¹した品目※²(平成 26 年4月～9月)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	あげまきがい	プロメトリン
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ※ ⁴
	花椒	アフラトキシン
	ごまの種子	ジコホール
	さといも	クロルピリホス
	タコ	フラゾリドン
	にんじん	トリアジメノール
	わけぎ	ジフェノコナゾール
タイ	えだまめ	トリアゾホス
	オオバコエンドロ	クロルピリホス
	カミメボウキ	EPN
	ニオイタコノキ	2,4-D
韓国	あかがい(生食用)	腸炎ビブリオ※ ³
	鰻	オフロキサシン
ニュージーランド	グリーンピース	ハロキシホップ
	にんじん	メタミドホス
米国	セロリ	ビフェントリン
	ブルーベリー	ブプロフェジン
インド	ひよこ豆	グリホサート
インドネシア	ゆでがに(生食用)	腸炎ビブリオ※ ³
エチオピア	コーヒー豆	クロルピリホス
オーストラリア	綿実	アフラトキシン
オランダ	キャベツ	ペンシクロン
ガーナ	カカオ豆	フェンバレレート
台湾	にんじん	メタミドホス
フィリピン	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ※ ³
ホンジュラス	コーヒー豆	クロルピリホス

※¹ 平成 26 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後 60 件もしくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※² 表5に含まれる品目を除く。

※³ 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 26 年6月～10 月)

※⁴ 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 26 年6月～10 月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成 26 年4月～9月)

対象国・地域	対象食品	検査項目
イタリア	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
スペイン	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
中国	たまねぎ	チアメトキサム
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O26
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
ガーナ	カカオ豆	シベルメトリン
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	<i>Kudoa septempunctata</i>
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン
バングラデシュ	クミンの種子	プロフェノホス
ブルキナファソ	ごまの種子	イミダクロプリド

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成26年4月～9月:速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (17品目)	落花生、アーモンド、チリペッパー等	アフラトキシン	5,511	32
	すじこ	亜硝酸根	177	2
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	247	4
中国 (20品目)	鰻、えび、スッポン等	スルファジミジン、マラカイトグリーン、クロルテドラサイクリン、スルファメトキサゾール、エンロフロキサシン等	3,922	1
	野菜、ナッツ、魚介類等 (えだまめ、たまねぎ、ほうれんそう、落花生、二枚貝等)	ジフェノコナゾール、チアメトキサム、プロメトリン、ディルドリン(アルドリンを含む。)、エンドリン等	7,629	20
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,206	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	325	0
	花椒、ハスの種子	アフラトキシン	35	1
韓国 (11品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	82	0
	赤とうがらし、しじみ	ジフェノコナゾール、エンドスルファン	58	2
	ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	12	0
	アカガイ	腸炎ビブリオ	2	0
タイ (8品目)	おくら、マンゴー、グリーンアスパラガス、パナナ、赤とうがらし等	EPN、クロルピリホス、プロフェノホス、シベルメトリン、ジフェノコナゾール等	1,275	1
イタリア (7品目)	チーズ、非加熱食肉製品等	リステリア菌	1,019	6
	くり、ピスタチオナッツ等	アフラトキシン	248	3
インド (6品目)	養殖えび	フラゾリドン	723	5
	ケツメイシ、ひよこ豆	アフラトキシン	56	0
	クミンの種子、とうがらし等	プロフェノホス、グリホサート、トリアゾホス等	43	1
その他(24カ国・1地域、総40品目)			21,821	27
合 計(延数)			46,391	105

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成26年4月～9月)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
7月	デンマーク	DANISH CROWN(EST.71)において処理されたデンマーク産豚肉 (ジエチルスチルベストロール混入のおそれ)	デンマークにおいて、DANISH CROWN(EST.71)が処理した豚の尿からジエチルスチルベストロールが検出されたため、関連製品の自主回収を行っているとの情報を受け、該当施設において処理された豚肉の輸入届出がなされた場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
7月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 026 汚染のおそれ)	フランスにおいて、ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 026 が検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品の輸入届出がなされた場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
9月	フランス	ナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 026 汚染のおそれ)	フランスにおいて、セミハードタイプのナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 026 が検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、対象製造者について検査命令対象とする措置を講じた。

(参 考) 中間報告中の主な用語説明

用語	説明
アシッドブルー3ナトリウム	指定外添加物
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アゾルビン	指定外添加物
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
一酸化炭素	指定外添加物
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
キノリンイエロー	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
クロルテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジェチルステルベストロール	動物用医薬品(ホルモン剤)
ジコホール	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)

用語	説明
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の鮮血を伴う血便を引き起こす)
ディルドリン(アルドリンを含む)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デオキシニパレノール	カビ毒(フザリウム属真菌によって産生)
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生)
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
ハロキシホップ	農薬(有機塩素系除草剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンバレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ブプロフェジン	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ペンシクロン	農薬(尿素系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一種)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
メタノール	有機溶媒などとして用いられるアルコールの一種
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ヨウ素化塩	指定外添加物
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)

用語	説明
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
<i>Kudoa septempunctata</i>	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
TBHQ	指定外添加物